

東浦町商工業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町商工会が実施する小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者支援促進法（平成5年法律第51号）第2条に規定するものをいう。）等の経営の改善発達を支援する事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与するため、東浦町商工業振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町商工会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、愛知県が定める小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第4条第1号アからキまで、ケ及びコに規定する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条第1項に規定する事業を実施するために必要な経費から県要綱の規定に基づき交付される小規模事業経営支援事業費補助金を減じて得た額の2分の1以内で予算の範囲内において定める額とする。

2 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費については、前項の経費の対象としない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(東浦町商工業活性化補助金交付要綱の廃止)

2 東浦町商工業活性化補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。